

美幌町パブリックコメント手続き条例に係る 平成27年度の実施状況結果について

1 実施件数 9件

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成27年度の実施状況結果について

1 パブリックコメントの実施状況

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
1	網走川河畔公園パークゴルフ場基本計画(案)	平成27年6月15日～ 平成27年7月14日	スポーツ振興グループ	現在の網走川河畔公園パークゴルフ場は、大正橋からのアクセス路の危険性と、大雨時の冠水被害が懸念されていることから、洪水による被害が比較的少ない上流側に新たなパークゴルフ場を整備しようとするものです。	238件のご意見がありました。 ※主なご意見 ・既設パークゴルフ場の整備・補修で十分である。 ・整備する事業費が3億6千万円と高すぎる。 ・優先順位が違うのではないかな。 ・利用者が減少しているのではないかな。 ・積み立てた基金を他の事業等に活用すべきではないかな。 ・町長の公約だからと言って進めるべきではない。 ・維持管理経費が高騰するのでは。
2	美幌町民会館改築基本設計(案)	平成27年7月6日～ 平成27年8月4日	社会教育グループ	現在の町民会館は、建設から45年が経過し施設及び設備の老朽化が進み、耐震化の必要もあります。 また、車いす対応の未整備やエレベーターの未設置などバリアフリー化の課題があり、災害時の避難所であることから、ユニバーサルデザインに配慮した改築が望ましいと考え、びほーるを除く町民会館を改築しようとするものです。	8件のご意見がありました。 ※主なご意見 ・外観色彩計画について、もっと多面的に利用できるようにしてはどうか。 ・町民が利用しやすい、集いやすい施設の改築を望む。
3	マイナンバー制度の実施に伴い制定する関係条例(案)	平成27年7月29日～ 平成27年8月28日	総務グループ	マイナンバー制度に関する事項は、基本的に「番号法」に規定されていますが、地方自治の本旨に基づき、各自治体に委ねられている事項もあります。 そこで、美幌町においても、マイナンバー制度の実施に向けて次に掲げる条例を新たに制定する必要があります。 (1)美幌町特定個人情報条例(案) (2)番号法施行条例(案) これらの条例案について、ご意見等ありましたら、ご提出願います。	ご意見はありませんでした。

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成27年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
4	美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)	平成27年9月15日～ 平成27年10月14日	まちづくりグループ	美幌町では、人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、美幌町の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、「美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。2部構成で、前半は将来的な人口展望を記載した「美幌人口ビジョン」、後半は今後5年間の人口減少に資する基本目標を記載した「美幌版総合戦略」で構成されているものです。	ご意見はありませんでした。
5	第6期美幌町総合計画(案)	平成27年10月20日～ 平成27年11月19日	まちづくりグループ	総合計画とは、町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的で計画的な行政運営を行うための計画です。美幌町の最上位計画で、各施策の基本となる計画を策定し実行する場合は、総合計画と整合性を図る必要があります。 総合計画は、「町を目指すべき将来像、まちづくりの目標」として定める“基本構想”と、「基本構想を実現するために、取り組む内容を体系化」した“基本計画”で構成されています。 第6期美幌町総合計画は、平成28年度を初年度とする11年間の計画です。	1件のご意見がありました。 ※主な内容 ・温室効果ガス排出量の目標が平成30年以降同数となっていますので、積極性が伺えないため、数値目標を見直して欲しい。 ・森林認証林の拡大を進めると同時に、みどりの循環を促す住民への周知活動を行って欲しい。
6	美幌町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	平成27年10月29日～ 平成27年11月27日	保健福祉グループ	美幌町では新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、流行すれば大きな健康被害をもたらすおそれのある新型インフルエンザ等に関する基本的な方針や町が実施する措置等を定めた計画です。	ご意見はありませんでした。
7	美幌町教育大綱(案)	平成27年12月14日～ 平成28年1月18日	学校教育グループ	平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、町長と教育委員会が教育政策について議論することを目的とした「総合教育会議」を設置することとなりました。さらにこの総合教育会議で、町長と教育委員会が協議、調整を行い、今後の美幌町の教育、学術及び文化等の振興に関しての総合的な施策となる大綱を策定することとしています。このたび総合教育会議を開催し美幌町教育大綱(案)がとりまとめられました。	ご意見はありませんでした。

美幌町パブリックコメント手続条例に係る平成27年度の実施状況結果について

No.	案件名(条例・計画等)	提出期間	担当グループ	趣旨・背景	意見結果
8	美幌町過疎地域自立促進市町村計画(案)	平成27年12月24日～ 平成28年1月22日	財務グループ	美幌町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域として指定されていますが、国の財政上の優遇措置を活用し地域の活性化と自立促進を図るため、美幌町過疎地域自立促進市町村計画(案)を作成し、地域が抱える課題の解決に向けて取り組みます。	ご意見はありませんでした。
9	行政不服審査法の施行に伴う整備条例(案)	平成28年1月20日～ 平成28年2月19日	総務グループ	行政処分に係る不服申立制度は、行政の自己反省機能を活用し、訴訟によらないで簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るADR(裁判外紛争解決手続; Alternative Dispute Resolution)の一種であり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みです。 旧法は、その一般法として、東京オリンピックを目前に控えた1962年に制定されましたが、その後50年以上にわたり実質的な改正のないままでした。この間、行政の公正性・透明性等に関する国民の意識は大きく変わり、関係制度の整備・拡充も進むなかで、不服申立制度についても、時代の変化に応じた見直しを求める声が高まっていました。 このような情勢を踏まえ、より公正な手続で、よりスピード感をもって国民の権利利益の救済を図る制度として、2014年に行政不服審査法が全面リニューアル(全部改正)されました。これに伴い、本町においても、2016年4月1日(新法の施行期日)までに関係条例の改正等が必要となるため、その改正案を1本の整備条例としてまとめ、3月議会に提出します。	ご意見はありませんでした。